

新旧対照表

「香川の証券総合取引約款」

(下線部分変更)

新	旧
第4章 有価証券の保護預り取引	第4章 有価証券の保護預り取引
<p>第3条 保護預り証券の保管方法及び保管場所 当社は、保護預り証券について金商法第43条の2に定める分別管理に関する規定に従って次の①から④のとおりお預りします。</p> <p>① 保護預り証券については、当社が定める保管場所において安全確実に保管します。</p> <p>② 金融商品取引所又は決済会社の振替決済に係る保護預り証券については、決済会社で<u>混合</u>して保管します。</p> <p>③ 保護預り証券のうち上記②に掲げる場合を除き、債券又は投資信託の受益証券については、特にお申出のない限り、他のお客様の同銘柄の証券と<u>混合</u>して保管することがあります。</p> <p>④ 上記③による保管は、大券をもって行うことがあります。</p> <p>第4条 混合保管等に関する同意事項 第3条の規定により混合して保管する証券については、次の①及び②の事項につきご同意いただいたものとして取扱います。</p> <p>① お預りした証券と同銘柄の証券に対し、その証券の数又は額に応じて共有権又は準共有権を取得すること</p> <p>② 新たに証券をお預りするとき又はお預りしている証券を返還するときは、その証券のお預り又はご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客様と協議を要しないこと</p> <p>第5条 混合保管中の債券の抽せん償還が行われた場合の取扱い 混合して保管している債券が抽せん償還に当せんした場合における被償還者の選定及び償還額の決定等については、当社が定める社内規程により公正かつ厳正に行います。</p> <p>第8条 お客様への連絡事項 (1) 当社は、保護預り証券について、次の①から③の事項をお客様にお知らせします。</p> <p>① 名義書換又は提供を要する場合には、その期日</p> <p>② <u>混合</u>保管中の債券について、第5条の規定に基づき決定された償還額</p> <p>③ 最終償還期限</p> <p>(2)～(4) (現行どおり)</p> <p>第10条 償還金等の代理受領 保護預り証券の償還金 (<u>混合</u>保管中の債券について第5条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ。)又は利金(分配金を含みます。以下同じ。)の支払いがあるときは、当社が代わってこれを受取り、ご請求に応じてお支払いします。</p>	<p>第3条 保護預り証券の保管方法及び保管場所 当社は、保護預り証券について金商法第43条の2に定める分別管理に関する規定に従って次の①から④のとおりお預りします。</p> <p>① 保護預り証券については、当社が定める保管場所において安全確実に保管します。</p> <p>② 金融商品取引所又は決済会社の振替決済に係る保護預り証券については、決済会社で<u>混蔵</u>して保管します。</p> <p>③ 保護預り証券のうち上記②に掲げる場合を除き、債券又は投資信託の受益証券については、特にお申出のない限り、他のお客様の同銘柄の証券と混蔵して保管することがあります。</p> <p>④ 上記③による保管は、大券をもって行うことがあります。</p> <p>第4条 混蔵保管等に関する同意事項 第3条の規定により混蔵して保管する証券については、次の①及び②の事項につきご同意いただいたものとして取扱います。</p> <p>① お預りした証券と同銘柄の証券に対し、その証券の数又は額に応じて共有権又は準共有権を取得すること</p> <p>② 新たに証券をお預りするとき又はお預りしている証券を返還するときは、その証券のお預り又はご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客様と協議を要しないこと</p> <p>第5条 混蔵保管中の債券の抽せん償還が行われた場合の取扱い <u>混蔵</u>して保管している債券が抽せん償還に当せんした場合における被償還者の選定及び償還額の決定等については、当社が定める社内規程により公正かつ厳正に行います。</p> <p>第8条 お客様への連絡事項 (1) 当社は、保護預り証券について、次の①から③の事項をお客様にお知らせします。</p> <p>① 名義書換又は提供を要する場合には、その期日</p> <p>② <u>混蔵</u>保管中の債券について、第5条の規定に基づき決定された償還額</p> <p>③ 最終償還期限</p> <p>(2)～(4) (省 略)</p> <p>第10条 償還金等の代理受領 保護預り証券の償還金 (<u>混蔵</u>保管中の債券について第5条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ。)又は利金(分配金を含みます。以下同じ。)の支払いがあるときは、当社が代わってこれを受取り、ご請求に応じてお支払いします。</p>
<p>2020年7月1日改訂</p>	

新旧対照表

「外国証券取引口座約款」

(下線部分変更)

新	旧
<p>第2章 外国証券の国内委託取引</p> <p>第4条 外国証券の混合寄託等 申込者が当社に寄託する外国証券(外国株式等及び外国新株予約権を除く。以下「寄託証券」という。)は、<u>混合寄託契約</u>により寄託するものとします。当社が備える申込者の口座に当該申込者が有する数量が記録又は記載される外国株式等及び外国新株予約権(以下「振替証券」という。)については、当社は諸法令並びに決済会社の定める諸規則、決定事項及び慣行中、外国証券の売買に関連する条項に基づき、申込者の有する権利の性質に基づき適切に管理するものとします。</p> <p>2. 寄託証券は、当社の名義で決済会社に<u>混合寄託</u>するものとし、寄託証券が記名式の場合は、決済会社が当該寄託証券の名義を決済会社の指定する名義に書き換えます。振替証券は、次項に規定する現地保管機関における当社に係る口座に記載又は記録された当該振替証券の数量を、当該現地保管機関における決済会社の口座に振り替え、当該数量を記載又は記録するものとします。</p> <p>3. 前項により混合寄託される寄託証券又は決済会社の口座に振り替えられる振替証券(以下「寄託証券等」という。)は、当該寄託証券等の発行者が所在する国等又は決済会社が適当と認める国等にある保管機関(以下「現地保管機関」という。)において、現地保管機関が所在する国等の諸法令及び慣行並びに現地保管機関の諸規則等に従って保管又は管理します。</p> <p>4. 申込者は、第1項の寄託又は記録若しくは記載については、申込者が現地保管機関が所在する国等において外国証券を当社に寄託した場合を除き、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。</p> <p>第4条の2 寄託証券に係る共有権等 当社に外国証券を寄託した申込者は、当該外国証券及び他の申込者が当社に寄託した同一銘柄の外国証券並びに当社が決済会社に寄託し決済会社に<u>混合保管</u>されている同一銘柄の外国証券につき、共有権を取得します。現地保管機関における当社に係る口座に外国株式等を記載又は記録された申込者は、当該現地保管機関における決済会社の口座に記載又は記録された数量に応じて、適用される準拠法の下で当該申込者に与えられることとなる権利を取得します。</p> <p>2. 寄託証券に係る申込者の共有権は、当社が申込者の口座に振替数量を記帳したときに移転します。振替証券に係る申込者の権利は、当社が申込者の口座に振替数量を記載又は記録したときに移転します。</p>	<p>第2章 外国証券の国内委託取引</p> <p>第4条 外国証券の混蔵寄託等 申込者が当社に寄託する外国証券(外国株式等及び外国新株予約権を除く。以下「寄託証券」という。)は、<u>混蔵寄託契約</u>により寄託するものとします。当社が備える申込者の口座に当該申込者が有する数量が記録又は記載される外国株式等及び外国新株予約権(以下「振替証券」という。)については、当社は諸法令並びに決済会社の定める諸規則、決定事項及び慣行中、外国証券の売買に関連する条項に基づき、申込者の有する権利の性質に基づき適切に管理するものとします。</p> <p>2. 寄託証券は、当社の名義で決済会社に<u>混蔵寄託</u>するものとし、寄託証券が記名式の場合は、決済会社が当該寄託証券の名義を決済会社の指定する名義に書き換えます。振替証券は、次項に規定する現地保管機関における当社に係る口座に記載又は記録された当該振替証券の数量を、当該現地保管機関における決済会社の口座に振り替え、当該数量を記載又は記録するものとします。</p> <p>3. 前項により混蔵寄託される寄託証券又は決済会社の口座に振り替えられる振替証券(以下「寄託証券等」という。)は、当該寄託証券等の発行者が所在する国等又は決済会社が適当と認める国等にある保管機関(以下「現地保管機関」という。)において、現地保管機関が所在する国等の諸法令及び慣行並びに現地保管機関の諸規則等に従って保管又は管理します。</p> <p>4. 申込者は、第1項の寄託又は記録若しくは記載については、申込者が現地保管機関が所在する国等において外国証券を当社に寄託した場合を除き、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。</p> <p>第4条の2 寄託証券に係る共有権等 当社に外国証券を寄託した申込者は、当該外国証券及び他の申込者が当社に寄託した同一銘柄の外国証券並びに当社が決済会社に寄託し決済会社に<u>混蔵保管</u>されている同一銘柄の外国証券につき、共有権を取得します。現地保管機関における当社に係る口座に外国株式等を記載又は記録された申込者は、当該現地保管機関における決済会社の口座に記載又は記録された数量に応じて、適用される準拠法の下で当該申込者に与えられることとなる権利を取得します。</p> <p>2. 寄託証券に係る申込者の共有権は、当社が申込者の口座に振替数量を記帳したときに移転します。振替証券に係る申込者の権利は、当社が申込者の口座に振替数量を記載又は記録したときに移転します。</p>
<p>2020年7月1日改訂</p>	